

令和3年度新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発動画制作 業務委託仕様書（案）

長野県県民文化部人権・男女共同参画課

この仕様書は、長野県（以下「委託者」という）が行う「令和3年度新型コロナウイルス感染症に伴う誹謗中傷等防止に向けた啓発動画制作」業務を委託するに当たり、業務に必要な事項を定めるものであり、事業受託者（以下「受託者」という。）は本仕様書に基づき事業を実施するものとする。

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染者等に対する誹謗中傷や差別的扱い等が問題となったため、県民の人権問題の正しい理解と認識を深め、誹謗中傷のない社会の実現を目指すため、「新型コロナウイルス感染症に伴う誹謗中傷等防止に向けた啓発動画」を制作する。

ハンセン病やHIVなどの感染症に関する差別の歴史は長く、病気に対する誤った認識により偏見や差別を助長し、元患者や家族に対する人権問題が生じた。

私たちは、そういった感染症による差別等の歴史に深く学び、同じ過ちを繰り返さないようウィズコロナ・アフターコロナ時代を一人ひとりがどう行動するか考える必要がある。

そこで、新型コロナウイルス感染症を含む感染症による差別の歴史や差別の起こる心のメカニズムを学び、差別や誹謗中傷のない社会の実現を目指すため本事業を実施する。

2 委託期間

契約締結の日から令和4年3月25日（金）まで

3 委託業務の内容

（1）啓発動画の制作

受託者は以下の条件により啓発動画を制作する。

ア 事業の目的が達成できる内容とすること。

イ 新型コロナウイルス感染症でどのような差別的扱い等の問題がおきたのか学習する内容とすること。

ウ 新型コロナウイルス感染症による差別的扱い等が起きる心のメカニズムを学習する内容とすること。

エ 今後私たちは感染症とどう向き合えばいいのか、自分事として考えられる構

成とすること。(意識変容、行動変容)

オ 感染症に対する誤解や思い込みと正しい知識を学習する内容とすること。

カ 感染症に関する人権問題の歴史を学習する内容とすること。

キ 感染症元患者の実体験に基づいた内容を入れること。

ク 完成品は今後学校教育現場での使用も想定しているため、幅広い世代にとって分かりやすい構成及び内容にすること。

ケ 所要時間は 60 分前後とする。

(2) 動画の活用

ア 地域振興局、市町村、市町村教育委員会及び県内中学校等、委託者の指定する団体へ成果品 (DVD) を送付すること。送付先の詳細、送付方法については委託者の指示に従うこと。

イ 上記、県の活用方法以外に効果的な発信を実施すること。

4 成果品

(1) 提出していただくもの

・委託業務完了報告書

・成果品

成果品	提出期限	納入先
電子データ (画質: FullHD、音質: ステレオ以上) が保存された電子記録媒体 (DVD-R 等) 1 部	令和 4 年 2 月 28 日 (月)	人権・男女共同参画課 (長野県庁 7 階)
一般的な DVD プレイヤーで再生可能なフォーマットで保存された DVD500 部。メニュー画面から一括再生や選択再生ができる組立とする。	令和 4 年 3 月 25 日 (金)	地域振興局、市町村、市町村教育委員会、県内中学校等、委託者の指定する約 400 団体

5 業務に要する経費の限度額

7,980,000 円 (消費税額及び地方消費税額を含む)

6 個人情報の取得・保護・管理等

(1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。

(2) 受託者は個人情報の保護に十分に注意し、流出、損失を生じないこと。

(3) 受託者は成果品 (業務の履行過程において得られた記録等を含む。) を第三者に

閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 受託者は撮影に先立ち、撮影者に映像掲載等の了解を得ること。

7 その他

(1) 本業務の実施にあたっては、受託者は委託者へ事前に企画内容等について確認・報告の上進めるものとする。

(2) 天災地変、新型コロナウイルス感染症その他やむを得ない事由により、本仕様書の変更を必要とする場合には、予め委託者と協議の上、承認を得なければならない。

(3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じた場合は、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。

(4) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。

(5) 受託者は業務を履行するにあたり第三者に損害を与えた時はその賠償責任を負う。

(6) 本業務の実施による成果品は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納入すること。

(7) 本事業の実施に要した費用について、支出内容を証する関係書類を整備し、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保管すること。

(8) 本事業における所有権及び著作権は、原則として受託者に帰属する。加工及び二次利用の際は受託者と委託者が別途協議することとする。ただし、県は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できることとする。

(9) 本業務にあたり、新型コロナ感染対策を確実に講じること。